

# [ご契約のしおり・約款] はじめに ①

→ この「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。



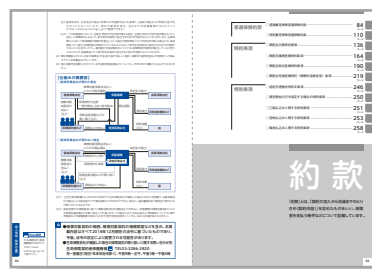
## ●ご契約のしおり



▶ 12～82ページ

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。詳細は約款をご覧ください。

## ●約 款



▶ 83～259ページ

「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」を定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。

この冊子は、このようにお使いいただくと便利です。

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。

**🔍 目的からページを探したい**

引っ越ししたんだけど、どうすればいいの？

➡ **目的別もくじ 10～11ページ**

**? わからないことばがある**

失効？約款？何のことだろう

➡ **用語解説 264～267ページ**

この冊子の記載内容は、2019年4月現在の取り扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取り扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」268ページにお問い合わせください。

# に当たって

## 「ご契約のしおり」本文の見かた

(注)この見本はイメージです。実際の表記とは異なる場合があります。

**欄外のマークについて**  
マークには、以下のようなものがあります。

- 約款参照**  
普通養老約款【第16～18条】、特別養老約款【第15～17条】、総合【第18～20条】、先進(無解除)【第16～18条】
- ①参照**  
当社所定の端末を使用する方法を含みます。
- ②しおり13P参照**  
「生命保険募集人と契約の成立」
- ③しおり18P参照**  
「契約の保障(責任)の開始と契約日」

**3 健康状態などの告知**

申し込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知してください。

**▶1 告知**

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが無条件で契約すると、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約に当たっては、過去の傷病歴(傷病名、治療期間など)、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表(告知書)」【①】で尋ねる事項について、事実をありのままに正しく記入(告知)していただく必要があります。

正しく告知をしないと…

**⚠️ ご注意**

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人(郵便局や当社の支店の社員)【②】には告知受領権がないため、口頭で伝えても当社に告知したことはありません。

**▶2 告知義務違反による解除**

- 当社に告知する内容は「質問表(告知書)」に記載しています。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保障(責任)開始の日【③】(復活のときは復活日)を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として基本契約または特約を解除することがあります。
- 保障(責任)開始の日(復活のときは復活日)を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由や保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、基本契約または特約を解除することがあります。この場合、原則として保険金の支払いや保険料の払込免除を行うことはできません。
- 当社は、すでに保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取り消し、保険料の払い込みを請求します。
- 基本契約または特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

**「もくじ」にある項目がタイトルになっています。**

**そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。**

**特に注意していただきたい事項を説明しています。**

**さらに項目分けしたタイトルです。**

## [ご契約のしおり・約款] はじめに ②

### 普通保険約款の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて普通保険約款の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

普通保険約款の名称	略称
普通養老保険普通保険約款	普通養老約款
特別養老保険普通保険約款	特別養老約款

### 特約条項の名称について【略称】

この冊子では、必要に応じて特約条項の名称を以下のとおり【略称】を用いて表示しています。

特約条項の名称	略称
無配当災害特約条項	災害
無配当傷害医療特約条項	傷医
無配当総合医療特約条項	総医
無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項	先進(無解返)

### 年齢の記載について

「ご契約のしおり」に記載の年齢は、満年齢で記載している箇所以外は、当社の定めた計算方法による年齢です。この年齢は、年ごとの契約応当日に、加入年齢に1歳ずつを加えて計算します。(「契約応当日」および「加入年齢」の詳細は、巻末の用語解説に記載しています。)

# もくじ

## ご契約のしおり部分

・目的別もくじ	10ページ
・用語解説	264ページ
・問い合わせ窓口	268ページ

## 契約に際して

<b>1</b> 当社と郵便局との関係	12ページ
<b>2</b> 生命保険募集人と契約の成立	13ページ
<b>3</b> 健康状態などの告知	14ページ
<b>4</b> 保険金の加入限度額など	16ページ
<b>5</b> 契約の保障(責任)の開始と契約日	18ページ
責任開始の日を指定する場合の特則	19ページ
<b>6</b> クーリング・オフ制度	20ページ
<b>7</b> 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ	22ページ
<b>8</b> 当社からの契約内容などの確認	22ページ
<b>9</b> 申し込み手続きの際の注意点	23ページ

## 特長としくみ

<b>1</b> 普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	24ページ
<b>2</b> 特別養老保険(新フリープラン(2.5・10倍保障型))	26ページ
<b>3</b> 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の自動更新	28ページ

## 保険金などの請求

<b>1</b> 保険金の請求方法	30ページ
満期保険金の請求時の便利な取り扱い	32ページ
指定代理請求制度	33ページ
<b>2</b> 基本契約の保障内容	
1. 普通養老保険(新フリープラン)(新フリープラン(短期払込型))	35ページ
2. 特別養老保険(新フリープラン(2.5・10倍保障型))	36ページ
<b>3</b> 特約の保障内容	
1. 特約の概要	37ページ
2. 無配当災害特約の保障内容	38ページ
3. 無配当傷害医療特約の保障内容	39ページ
4. 無配当総合医療特約の保障内容	40ページ
5. 無配当傷害医療特約と無配当総合医療特約の留意事項	42ページ
6. 無配当先進医療特約(無解約返戻金型)の保障内容と留意事項	45ページ
<b>4</b> 保険金などを支払できない場合	46ページ
<b>5</b> 保険金を支払できる事例と支払できない事例	52ページ

# もくじ

保険料の払い込み	1 保険料の払込方法	58ページ
	2 保険料の前納払込み	59ページ
	3 保険料の払込猶予期間・契約の失効など	60ページ
	4 契約の復活	62ページ
	5 保険料の払い込みが難しい場合	64ページ
契約後の取り扱い	1 ご家族登録制度	66ページ
	2 住所などの変更に伴う各種手続き	68ページ
	3 契約者貸付制度	69ページ
	4 契約者配当金	70ページ
	5 契約の解約と返戻金	70ページ
	6 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	72ページ
	7 ご契約者をはじめとした関係者の保護	73ページ
生命保険と税金	1 生命保険料控除	74ページ
	2 保険金の税法上の取り扱い	75ページ
個人情報および 制度の案内	1 個人情報の取り扱い	76ページ
	2 取引時確認に関するお願い	76ページ
	3 FATCAに関するお願い	77ページ
	4 AEOLに関するお願い	77ページ
	5 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関する情報の共同利用	
	1. 契約内容登録制度／契約内容照会制度	78ページ
2. 支払査定時照会制度	79ページ	
6 生命保険契約者保護機構	81ページ	
身体部位の名称		263ページ

## 約款部分

### 普通保険約款

○普通養老保険普通保険約款	84ページ
○特別養老保険普通保険約款	110ページ

### 特約条項

○無配当災害特約条項	136ページ
○無配当傷害医療特約条項	164ページ
○無配当総合医療特約条項	190ページ
○無配当先進医療特約(無解約返戻金型)条項	219ページ

### 特則条項

○指定代理請求特則Ⅱ条項	246ページ
○責任開始の日を指定する場合の特則条項	250ページ
○口座払込みに関する特則条項	251ページ
○団体払込みに関する特則条項	253ページ
○集金払込みに関する特則条項	258ページ

ご家族登録制度規約 .....	260ページ
-----------------	--------